

## 民間宅地開発事業土地提供者奨励金支給制度

分譲宅地の開発事業者に土地を売却した方に  
**奨励金**を支給します。!!

**最大** **1000** **万円助成**

### 助成金

土地売買価格の5% (上限1人100万円)

### 助成対象者

- ① 令和2年4月1日以降に、民間宅地開発事業奨励金の支給対象となった民間事業者への直接の土地譲渡者
- ② 市税等を滞納していない者  
(申請者と生計を一にする世帯に属する者を含む。)

### 助成対象土地

- ① 都市計画法に規定する都市計画区域内の土地  
(韮崎町、藤井町、神山町、旭町、大草町、龍岡町)
- ② 民間宅地開発事業奨励金の支給対象民間事業者が  
分譲住宅として開発した土地

売却を検討している方は、売却希望土地を事業者へ情報提供する制度がありますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

韮崎市移住定住促進課 移住定住担当 **0551-45-9159**

韮崎市水神1-3-1 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)